

# WTO上級委員会の機能停止下の 政策対応研究会 中間報告書概要

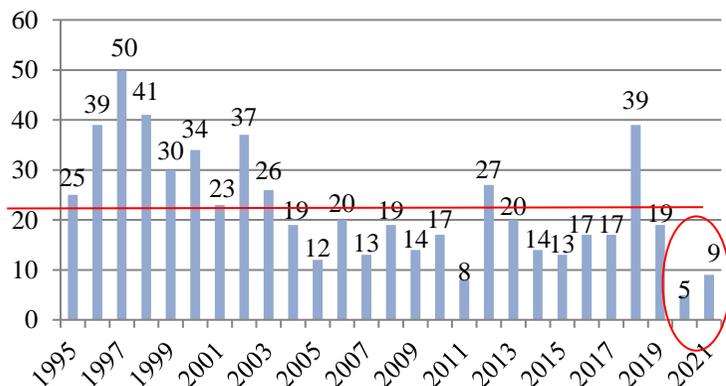
令和4年7月7日  
産業構造審議会  
通商・貿易分科会  
特殊貿易措置小委員会

# WTO紛争解決システムとルールに基づくガバナンスの危機

- WTO紛争解決システムは、国家間の通商問題を、国際的に合意されたルールに基づき客観的に解決するシステム。小委員会（パネル）、上級委員会の二審制で、争いの対象となっている措置について、協定整合性を判断。
- 米国は、上級委員会はWTO協定で与えられた権限を逸脱し、法的解釈を通じて加盟国の合意を超えた新しいルールを作っている等と批判し、裁判官にあたる上級委員の選任・再任を阻止（上級委員会は7名から構成されるが、2020年11月に最後の委員の任期が終了）。
- 上級委員会の不在が長期化する中、上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」が、既に12件積み重なっている。紛争解決システムの利用件数は、機能停止前の半分以下に減少（毎年平均で約20件程度から、2020年は5件、2021年は9件に。）し、ルールの執行への信頼が失われつつある懸念。
- 日本がWTOに訴えたケースについても、既に2件が「空上訴」され、事実上の塩漬け状態。今年から来年にかけて、更に、日本がWTO提訴したインドとのICT製品関税引き上げ措置及び中国による日本製品へのAD措置について、パネル判断が示される見込み。

WTO設立以来の紛争処理件数

\*2021年12月31日時点



## ○日本の申立て案件（パネル設置に至ったもの）

### <パネル段階>

-  中国 ステンレス製品AD措置（DS601）
-  インド ICT製品関税引き上げ措置（DS584）

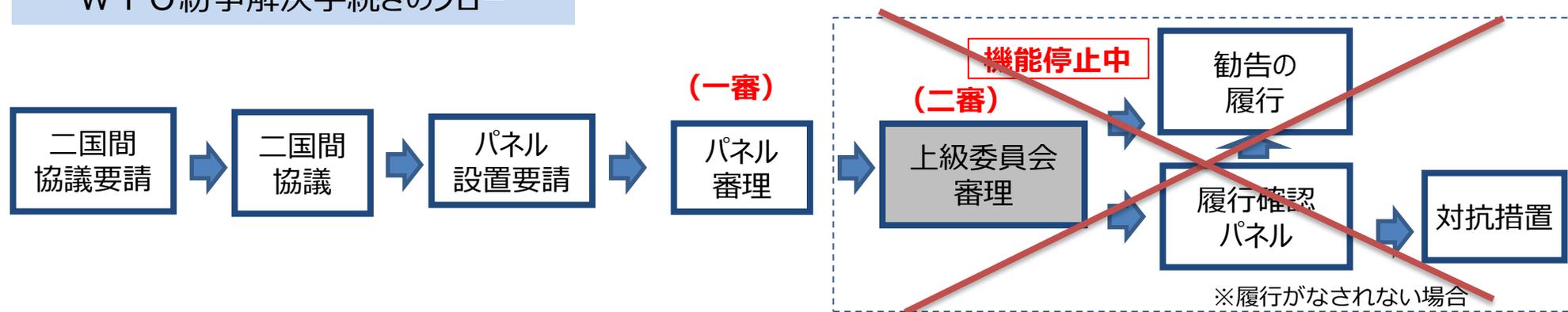
### <上級委段階（実質塩漬け）>

-  韓国 ステンレス棒鋼AD措置（DS553）
-  インド 鉄鋼製品SG措置（DS518）

# EU等の対応（MPIAと空上訴への対抗措置）

- EUは、暫定的に上級委員会を代替する機能として、MPIA（多国間暫定上訴仲裁アレンジメント）と呼ばれる仲裁手続を提案し、2020年4月に発効。EU、豪州、カナダ、中国を含む25カ国・地域が参加（日本、米国、韓国、インドは不参加）。
- EUは、2021年2月、上級委の機能停止下において、MPIAに非参加の他国が「空上訴」によって、WTOによる終局的判断を回避した場合、EUが対抗措置を打てるよう手当する立法を施行。
- さらに、EUは、トルコとの紛争案件で、DSU25条仲裁に合意。
- ブラジルも、2022年1月、空上訴への対抗措置の手当を目的とした暫定法を制定し、本年5月に国会で恒久措置として法制化を承認。

## WTO紛争解決手続きのフロー



EU： MPIA等の仲裁手続きで代替  
+  
空上訴に対する独自の対抗措置を整備

# 有識者研究会の中間報告概要 – 危機下の日本の政策対応

- 現下の状況は、WTOルールによるガバナンスが働かなくなる危機。ルール・ベースの国際経済秩序を回復・発展させていくためには、WTO紛争解決システムを改革し、その機能を取り戻すことに最大限の努力を傾注すべき。
- 一方で、上級委員会の機能回復や紛争解決システムの改革の早期実現は、予断できず。  
⇒従来にない発想を含め、WTOを暫定的に補完するアプローチも含め早急に「法の支配」の回復を目指す政策対応を進めるべき。

## 対応①：MPIAへの参加

MPIA参加国である対中パネル判断が示されることが予想されており、中国による空上訴を防ぐためには、MPIAへの参加、活用が有効かつ現実的なオプション。紛争相手国に対して和解等の協議を促す効果にも期待。

## 対応②：MPIA以外の仲裁の活用

非MPIA参加国との解決においては一定の有効性を有するが、相手国から拒まれると利用ができず、MPIA参加国との関係では、MPIA活用の方がより有効かつ現実的。

## 対応③：空上訴への対抗措置

紛争当事国に対し、MPIA や仲裁の活用を迫るための措置として、空上訴への対抗措置を制度として整備することについても、具体的な検討を進めるべき。